

## 近畿圏の近郊整備区域建設計画(案)及び都市開発区域建設計画(案)について

### 1. 計画の概要

- 建設計画は、「近畿圏整備法」に基づいて指定された近郊整備区域(4区域)及び都市開発区域(6区域)ごとに「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づいて府県知事が策定し、国土交通大臣が同意するもの。
- 国土交通大臣が同意するに当たり、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議を行う。
- 建設計画の内容は、近畿圏整備計画(平成12年3月策定、計画期間概ね15年間)に基づき、近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、整備及び開発の基本的方向、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるもの。
- 建設計画の期間は、平成18年度から概ね5年間。ただし、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行う可能性がある。

### 2. 計画の主な内容

- 強くてしなやかな産業経済圏域の形成、内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成、文化・学術の中核圏域の形成及び歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成という圏域の将来像の実現により、近畿圏整備計画の進捗状況を踏まえて、計画を策定。
- 広域交通ネットワークの整備・充実、地域特性を活かした産業の振興、災害への対応・減災社会の構築、既存ストックの有効活用などを図り、各区域の整備促進を図る計画となっている。

#### (参考) 建設計画の対象区域

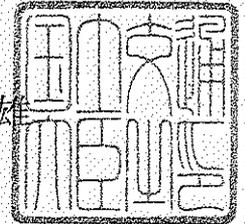
政策区域	指定基準	指定状況
近郊整備区域 (4区域)	計画的に市街地として整備する必要がある地域	京都地区(京都府) 大阪地区(大阪府) 兵庫地区(兵庫県) 奈良地区(奈良県)
都市開発区域 (6区域)	工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域	福井敦賀区域(福井県) 琵琶湖東部区域(滋賀県) 京都中丹区域(京都府) 播磨区域(兵庫県) 和歌山区域(和歌山県) 伊賀区域(三重県)



国計大第6号  
平成18年5月18日

国土審議会会長  
千速晃殿

国土交通大臣  
北側一雄



近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）

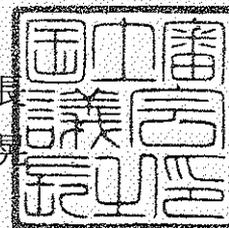
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、関係府県知事より別添のとおり協議のあった近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画に同意したいので、同条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。



国 国 審 土 第 1 4 号  
平 成 1 8 年 5 月 1 9 日

近畿圏整備部会長  
津 村 準 二 殿

国土審議会会長  
千 速 男



国土交通大臣から当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

・平成18年5月18日付け国計大第6号「近畿圏の近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）」

(参考)

国土審議会近畿圏整備部会委員名簿

1 関係地方公共団体の長

太田 房江 近畿開発促進協議会会長（大阪府知事）

2 学識経験を有する者

青山 吉隆 広島工業大学環境学部教授

岡田 真美子 兵庫県立大学環境人間学部教授

○佐々木 徹 西日本建設業保証（株）取締役社長

立石 義雄 オムロン（株）代表取締役会長、関西経済連合会副会長

◎津村 準二 東洋紡績（株）代表取締役会長、関西経済連合会副会長

野村 明雄 大阪瓦斯（株）代表取締役会長、大阪商工会議所会頭

林 宜嗣 関西学院大学経済学部教授

楨村 久子 京都女子大学現代社会学部教授

水越 浩士 （株）神戸製鋼所代表取締役会長、関西経済連合会副会長

以上10名

◎部会長

○部会長代理